

諮問庁：日本司法支援センター

諮問日：平成30年8月6日（平成30年（独個）諮問第43号）

答申日：平成30年12月19日（平成30年度（独個）答申第37号）

事件名：本人による代理援助の報酬に関する決定に係る再審査の申立てに対し受任弁護士が提出した意見書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「不服再審査の時に弁護士が提出した意見書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、その全部を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月6日付け司支総第67号により、日本司法支援センター（以下「センター」、  
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、全部開示を求める。

#### 2 本件審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

弁護士の成功報酬がセンターの審査により〇円と決定しましたが、受任弁護士の不服申立てにより、報酬が〇倍の〇円に変更されました。その際弁護士から提出された不服申立書は開示許可が下りたため、閲覧しています。

その後、審査請求人から報酬を〇円に戻すべきという内容の再審査の申立てを行いましたが決まりは覆りませんでした。今回開示許可を出していただきたいのは、審査請求人が提出した再審査の申立てに対する受任弁護士の意見書です。

センターが報酬を支払っているのではなく、審査請求人が支払っているのだから、審査請求人の意見に対し、受任弁護士がどのような意見を出したのか知る権利があると考えます。

審査請求人は報酬が〇倍になった理由を知りたいので、受任弁護士の意見書を拝見したいと考えています。

##### （2）意見書

報酬の審査は3回ありましたが、1回目の書類（弁護士の終結報告書）と、2回目の書類（弁護士の提出した不服申立書）はどちらも開示許可がでており、なぜ3回目の書類のみ閲覧できないのかと疑問に思います。

弁護士は事件の受任を慈善事業でやっているわけではなく生活がかかっているわけだから依頼者から苦情が来たくらいでセンターの登録をやめたりしないと思います。

よって文書を公開したことによるデメリットは特にはないと考えます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

センターでは、以下の理由により、原処分を維持することが相当と考える。

センターは、経済的に余裕がない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（「法律相談援助」）、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う（「代理援助」、「書類作成援助」）民事法律扶助業務を実施している。

民事法律扶助制度を利用して代理援助を行う場合は、代理援助を申し込んだ者（被援助者）、援助を行う案件の処理を受任した者（受任者）及びセンターの三者間で「代理援助契約」を締結することとなっている。

受任者（センターと契約している弁護士等）は、代理援助契約書に基づいて、センターへ事件の進捗状況や結果を報告する責務があり、センターは、受任者からの報告に基づいて、費用の立替えや報酬の算定等の手続を適切に行う義務があるが、事件そのものの進行については依頼者である被援助者と受任者との間で協議されるものであり、センターが関与することはないため、センターは、受任者から提出された報告書等から事件の進捗状況や結果を把握し、費用の精算（途中辞任の場合は費用の返還等が発生する可能性がある）や報酬等の決定を行うこととなる。

本件で不開示とした部分は、当該代理援助事件の不服申立審査会による決定に対し、本件の審査請求人（被援助者）が申立てた再審査において、受任弁護士がセンターに提出した意見書の記載すべてであり、受任弁護士の所見・意見に関するものである。率直な評価や意見について一部でも開示した場合、審査請求人から受任弁護士への非難や苦情等を誘引するおそれがあり、そのような場合、今後、受任弁護士が終結報告書等に率直な評価に係る意見を記載せず、民事法律扶助審査に十分な資料が提出されないようになり、事案に応じた適正な決定等を行うことが困難になるものと考えられる。

さらには、受任弁護士が民事法律扶助による事件の受任を控えることも生じ、ひいてはセンターの民事法律扶助事業の性質上その事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、法14条4号及び5号柱書に該当し、全部を開示しない決定（不開示決定）が相当であると考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年8月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月4日 審議
- ④ 同月25日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年11月5日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月19日 審議
- ⑦ 同年12月17日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人を被援助者とする代理援助事件（以下「本件代理援助事件」という。）について、被援助者が申し立てた再審査に関し、受任弁護士から提出された意見書に記録された保有個人情報であり、処分庁は、その全部を法14条4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は全部開示を求めているが、諮問庁は原処分を維持すべきであるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象保有個人情報が記録された文書の取得経緯等について確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

センターでは、民事法律扶助制度を利用して行った代理援助に関してセンターの地方事務所長がした決定について不服のある利害関係者は、地方事務所長に対して不服申立てをすることができ、また、不服申立てに対する決定に不服のある利害関係者はセンターの理事長に対して再審査の申立てができるとしており、その手続等を業務方法書に規定している。

本件代理援助事件の代理援助報酬決定について、受任弁護士から不服の申立てがあり、不服申立審査会において審査し、報酬額を増額する変更決定を行ったところ、被援助者である審査請求人から再審査の申立てがあったため、その旨を受任弁護士に通知したところ、受任弁護士から意見書（本件対象保有個人情報が記録された文書）が提出されたものである。

(2) 諮問庁は、理由説明書において、本件対象保有個人情報を開示しない理由について、以下のとおり説明する。

本件対象保有個人情報は、受任弁護士の所見・意見に関するものであり、率直な評価や意見について一部でも開示した場合、審査請求人から受任弁護士への非難や苦情等を誘引するおそれがあり、そのような場合、今後、受任弁護士が終結報告書等に率直な評価に係る意見を記載せず、民事法律扶助審査に十分な資料が提出されないようになり、センターにおいて事案に応じた適正な決定等を行うことが困難になるものと考えられ、さらには、受任弁護士が民事法律扶助事件の受任を控えることも生じ、ひいてはセンターの民事法律扶助事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(3) 以下、検討する。

代理援助事件の受任弁護士の所見・意見の中には、これを開示すると、被援助者からの非難や苦情等を避けるため、受任弁護士が率直な評価に係る意見を記載せず、民事法律扶助審査に十分な資料が提出されないようになり、センターにおいて事案に応じた適正な決定等を行うことが困難になるおそれがあることから、法14条5号柱書きの開示情報に該当すると判断されるものもある。

しかしながら、本件対象保有個人情報は、上記(1)のとおり、受任弁護士からの不服申立てにより報酬額が増額変更されたことについて、被援助者である審査請求人が再審査を申し立てたことに対する受任弁護士の意見書であるところ、センターの業務方法書によると、不服申立てによって原決定を変更するときは、利害関係人に不服申立てに対する意見を述べる機会を与えなければならないとされていることからすると、不服申立てをした受任弁護士は、利害関係人である審査請求人に不服申立書の記載内容を知られることを当然承知しているものと認められ、同様に、再審査申立てに対する受任弁護士の意見書の記載内容についても、審査請求人に知られることを承知しているものと認められる。

そうすると、本件対象保有個人情報を開示すると、受任弁護士が審査請求人からの非難や苦情等を避けるため、率直な評価に係る意見を記載せず、民事法律扶助審査に十分な資料が提出されないようになり、センターにおいて事案に応じた適正な決定等を行うことが困難になるとは認め難く、また、受任弁護士が民事法律扶助事件の受任を控え、ひいてはセンターの民事法律扶助事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認め難い。

したがって、本件対象保有個人情報は、法14条4号及び5号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を法14条4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、同条4号及び5号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司